

前漢の財政について

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24542>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 10, pp.1-25, 1982-03-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

前漢の財政について

越 智 重 明

はしがき

加藤繁氏が前漢時代（以下、とくに断らない限り、漢といえば前漢を指す）国家財政と帝室財政との区別があつたことを指摘されて以来、それに疑問が出されたことはないように思われる。しかし筆者はつぎのように考える。戦国時代以降漢初まで国家の財政は君主（天子）の家産的国家（君主が全領域の土地と民衆とを直接的に私産として把握する形態の国家。氏族制国家のつぎの段階のもの）の財政であつた。ところで、漢初、諸侯王は少なくとも財政面で自律性が強く、それなりに家産国家財政をもつていた。景帝のときそうした諸侯王の反乱があつた。その反乱が平定されてのち、漢の国家の権力の質的変化―整備強化が行われ、（景帝のつぎの）武帝のときそれが一段と進んだ。武帝ののち、君主（天子）がその頂点に立ちかつそれを代表するものではあるが、天子（個人）からやや距離をおいて新しい組織としての国家権力機構が出現し、同時に天子がその側近（内朝の諸官）の輔佐をえて、国家権力機構が国策を立案し上奏したものを決裁し、それを国家権力機構に施行させる、といったことが生じた。国家財政と帝室財政との区別は右の過程で出現したものである。しかし、そこにあつても帝室財政は単なる天子の私的な財政に止まらず、国家の錢鑄造費、官吏・諸侯王列侯への定期賞賜の費、大官の退任・卒去の場合の賞賜、戦争時の賞賜など国政に連なるものに関連をもつていた。要するに帝室財政というのは、歴史的に見て家産国家財政が後漢時代の国家財政一本化に移行して行く間に現われたもので、それだけに国家の財政に関連するようなものもそこに含まれていたのである。

本稿は右のような観点から前漢時代の財政とくに帝室財政を中心に、秦漢時代の国家の財政をとりあげる。

前漢の財政について

第一節 漢初の家産国家的財政

『太平御覽』卷六十七治道部八賦斂に引く桓譚新論に、

漢定以來、百姓賦斂、一歳為四十余万万。吏俸用其半。余二十万万。藏于都内為禁錢。少府所領園地池作務之八十三万万、以給宮室供養諸賞賜。

とある。ここに作務が見えるが、漢書卷九尹賞伝に、長安令尹賞について、

乃部戸曹掾史与郷吏亭長里正父老伍人、雜拏長安中輕薄少年惠子無市籍商販作務、而鮮衣凶服被鎧扞持刀兵者、悉籍記之、得數百人。賞一朝會長安吏車數百兩、分行收捕。(下略)

とある。王先謙のこの補注には、「周壽昌曰、作務、工技之流。見貨殖伝。」とある。ところで、市籍は(市住・專業の)商買のつけられる籍である。(2)この無市籍は「商販作務」にかかると見るのが自然であろうが、そうした際、輕薄少年惠子で市籍が無いものが商業活動をするということは記述として成り立つが、工業生産に携るといった記述は成り立ちにくい。要するにそこに見える作務は、具体的なことはわからないが、商業に関する仕事とされよう。そうすると、作務には広く商工業従事といった意味があることになる。要するに新論の作務はそうした意味であろう。

さて、新論に出ている錢額は、錢より外のもの(穀など)で納めたものをも錢に換算したものを含んでいるとすべきであろう。(この点はあとでもう一度ふれる。)また、そこに都内に蔵める禁錢が見えるが、禁錢は一般的にいつて天子の私錢である。さて漢書十下賈捐之伝を見ると、元帝の賈捐之への詰問に対する捐之の対えをのせている。そのなかに、

臣竊以往者光軍言之、暴師、曾未一年、兵出不踰千里、費四十余万万。大司農錢尽。廼以少府禁錢統之。

とあり、その顔師古注に、

師古曰、少府錢主供天子。故曰禁錢。

とある。国家財政と帝室財政とが分れると大司農がその国家財政を掌るものとして、また少府はその帝室財政を掌るものとして存在する。右はその時期のものであるが、のちにふれるように、その時期に都内は大司農(系統)に属する。それだけに桓譚新論の都内はその時期のものではない。やや結論的にいうと、それは、家産国家時代のもので、その国家の財政収入はすべ

て天子の私収入（広義の禁銭）となり、それが国政運営用と私用に分れていたが、新論の都内（限定された用法として現われている）禁銭は前者に関するもの、少府は後者に関するもの、と考えられるのである。つまり、新論の記述は家産国家時代の財政に関するもので、それが内容的に百姓の賦斂を収めるものと、（少府の掌る）園池商工税収入を収めるものとに分れていたのを物語っているとされよう。なお、右の園池は山川藪沢海浜からの収益を意味するが、その最たるものは（塩鉄専売より前では）塩鉄造りの収益である。これは作務に入る。それだけに右の園池はそれを除いたものとなる。

一さて、漢書^{卷九十四}百官公卿表上に、

治粟内史。秦官。掌穀貨。有兩丞。景帝後元年（西紀前一四三年）更名大農令。武帝太初元年（西紀前一〇四年）、更名

大司農。属官有太倉均輸平準都内籍田五令丞。（下略）

とあり、

少府。秦官。掌山海池沢之税、以給共用（天子の私用）。

とあって、秦以来国家の財政を掌るのに治粟内史（乃至その後身）と少府があったのが示されている。ところで、史記^{卷三十三}平準書に、漢初、恵帝・高后時代のことを述べ、

量吏祿、度官用、以賦於民。而山川園池市井租税之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各為私奉養焉。不領於天下之經費。

とある。これでは官用も亦民に賦していたことになる。それだけに、新論の賦斂は、まず官吏の俸祿を引き去ったのちそれを都内の蔵に収め、そのなから官界運営の費用をとったのを示しているものである、ということになる。

少府に入る商工の収益税、園池の収益税より外の賦—賦斂としては、田租と人頭税とがある。漢時代田租が賦であることについては、すでに別稿で述べたが、説文解字七篇に、

租、田賦也。

とあるのは、漢時代田租が賦であったことを示す一例である。人頭税については、漢書^{卷九十四}高帝紀上の顔師古の注（以下、漢書の注というのはすべて顔師古の注である）に、

如淳曰、漢儀注、民年十五以上至五十六、出賦錢、人百二十、為一算。為治庫兵車馬。

とあるが、漢時代の人頭税である算賦は軍事費にあてられていた。また、年少者の人頭税は始め二十錢で天子の私用に供され

前漢の財政について

ていたが、のち武帝の時三錢が増加されて軍事費にあてられて⁴いる。これも賦錢である。漢初、家産国家時代、人頭税の賦錢の殊んどが軍事目的税であるとした際、それは広義の官界運営費としての軍事費にあてられたと考えられる。

さて、漢書賈捐之伝に、元帝のとき、賈捐之が天子の詰問に対えたものをのせているが、そのなかに、

至孝武皇帝元狩六年（西紀前一七七年）、太倉之粟、紅腐而不可食。都内之錢、貫朽而不可校。

とある。（この元狩六年という時期は若干遡らせるべきであろう。）これは国家財政と帝室財政とが分れてのち、大司農の管掌下に穀物の蔵である太倉と錢蔵である都内とがあつたのを示しているものなのであるが、その点は前引の百官公卿表の記述と合致する。ところで、家産国家時代、都内が禁錢を蔵し、かつ少府の管掌下になつた、また、田租、（成年の）人頭税が賦として少府に入らなかつた、とすれば、治粟内史のもとには都内と太倉とが属しており、賦斂は田租の場合太倉に、人頭税の場合都内にそれぞれ収められ、前者から文武官吏の俸祿を支給するが、前者の残りと後者とが都内に集められ、それで軍事費を含む官界運営がなされる、ということになる。あるいは、後者から武官の俸祿が支給されたかも知れない。）第三節で述べるように、国家財政と帝室財政とが分れてのち、大司農の管掌下にある太倉と都内との両方から軍事費が支出されていた。右はその原型をなすものであろう。⁵なお、桓譚新論に百姓賦斂として錢額だけが出ている点であるが、布目潮風氏が指摘しておられるように、前漢時代、官吏の俸祿は錢建で表現されていた。これは一定の換算率により隨時穀でも支給された。⁶新論はそうしたこと（と人頭税が錢建であること）をふまえて、まず官吏の俸祿について記しているだけにその賦斂を錢建で計算した。しかし、現実には（文武）官吏へは穀支給もあつたとすべきである。史記^{卷五十五}陳丞相世家に、

孝文皇帝既益明習国家事。朝而問右丞相勃曰、天下一歳決獄幾何。勃謝曰、不知。問天下一歳錢穀出入幾何。勃又謝不知。

汗出沾背。愧不能對。於是上亦問左丞相平。平曰、有主者。上曰、主者謂誰。平曰、陛下即問決獄、責廷尉。問錢穀、責治粟内史。上曰、苟有各主者、而君所主者何事也。（下略）

とある。ここに治粟内史が国家財政の最高責任者として出てきているが、それは右に述べたような観点から理解すべきである。

つぎの問題は、いつ一応家産国家財政を脱した形での帝室財政と国家財政との分離が行われたか、ということである。史記^{卷十二}景帝紀中六年（西紀前一四四年）の条に、

將作少府爲將作大匠、…治粟内史爲大農。

とあるが、景帝の中六年に將作少府が將作大匠と改称され治粟内史は大農と改称されている。ところで、漢書百官公卿表上に、將作少府。秦官。掌治宮室。有兩丞左右中候。景帝中六年、更名將作大匠。

とある。浜口重国氏は、

(前略) 秦代漢初に將作少府といった事實は將作大匠の職と少府の職とが古くは同一官庁則ち少府で管掌されて居り、其の後將作大匠が独立したことを物語るものである。

としておられるが、のちの將作大匠の職は景帝の中六年まで少府で管掌していたとすべきである。一方、前漢時代將作大匠の經費が國家財政収入でまかなわれるべきであったことについては、加藤繁氏の指摘がある。こうした將作は將作少府の存在よりあとのこととすべきである。この点をあわせ考えると、漢王朝は君主の家産國家的性格を改め組織としての國家の支配力強化を志向したが、それは景帝の中六年に財政面である程度實現した、とされよう。ただし、百官公卿表上によると、治粟内史が大農と改められたのは景帝の後元年(西紀前一四三年)である。中六年と後元年との一年のズレをどう考えるべきかは定かでないが、本稿ではそのズレは殆ど問題にならないから、一応中六年のこととして論を進める。(以下、大農の後身の名称である大司農に大農を含めて述べることもある。)

ところで、右の変化のきつかけとして、景帝の三年(西紀前一五四年)の呉楚七国の乱の平定があげられる。いまそれについて考えてみよう。漢書^{十五}吳王濞伝を見ると、呉楚七国の乱の中心人物吳王濞について、

發使^{つたは}遺^か諸侯書曰、；吳國雖貧、寡人節衣食用、積金錢、脩兵革、聚糧食、夜以繼日三十餘年矣。凡皆爲此。

とある。「爲此」は反することをいう。この衣食の用を節したというのが「積金錢；聚糧食」にかかるのか、それとも「積金錢」と一つになって、「脩兵革、聚糧食」にかかるのかわからないが、前者であれば諸侯王としての私的蓄積―私的財政がその國の公的財政として現われるということになり、後者であってもその私的蓄積―私的財政がその國の公的財政として現われるということになる。この書において吳國が貧であるといっているのは偽りであり、また反乱の際の實際の財的蓄積は、のちに述べるところに窺われるように、その國の銅塩収入を蓄えたものであったが、それにしても右は諸侯王の國における財政が、いわば家産國家的財政として一本化していたのを察せしめるところがある。

さて、漢書百官公卿表上に、高帝が初めて置いた諸侯王の王国の官制について、

前漢の財政について

前漢の財政について

諸侯王、高帝初置。…掌治其國、有太傅輔王。内史治國民。中尉掌武職。丞相統衆官群卿大夫都官。如漢朝。とあり、続いて、

景帝中五年（西紀前一四五年）、令諸侯王不得復治國。天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫廷尉少府宗正博士官。大夫謁者郎諸官長丞、皆損其員。

とある。後記事は呉楚七国の乱が景帝の三年（西紀前一五四年）平定されてのちの新しい官僚機構づくりの一環をなすものである。そこに少府がなくなつたとある。ところで、後漢書卷八十八百官志五に、王国の官つまり右でいう諸侯王の官について、

郎中令、一人。…本注曰、郎中令掌王大夫郎中宿衛官。如光祿勳。自省少府、職皆并焉。

とある。この記事はかつて少府のもつていた職務がすべて郎中令に移つたのを示している。さきの少府、のちの郎中令が諸侯王の国の私的財政を掌つていた（少なくともその相当部分を掌つていた）のは明かであろう。なお、文帝のとき齊に太倉令淳于公がいたことが知られている。この太倉令は齊王国の田租の蔵の令とされよう。しかし、これと少府との関連はわからない。ところで、諸侯王の国のなかには財政が極めて豊かなものがあつた。例えば、漢書呉王濞伝に、呉楚七国の乱をおこした呉王濞について、

吳有豫章郡銅山。即招致天下亡命者、盜鑄錢。東煮海水爲塩。以故無賦、國用饒足。…其居國、以銅塩故百姓無賦。卒踐更、輒予平賈。

とあるが、これは呉王濞が山沢海浜からの銅塩収入があるので百姓の賦を免じたのを示している。この賦は徭役のことと考えられる。

さて、後漢書百官志五王国に、

至景帝時、吳楚七國恃其國大、遂以作亂。幾危漢室。及其誅滅、景帝懲之、遂令諸王不得治民。（下略）

とあるが、呉楚七国の乱以降、漢の国家と諸侯王の国とがともに家産国家的色彩を強くもつこと、つまり天子と諸侯王とが同質的存在であること、をなるだけ改めて、天子が新しい組織としての国家権力づくりをしようとすると同時に、諸侯王の国の形骸化を図つた、と考えて大過なからう。

ただし、諸侯王の国の形骸化は直ちに全面的には行いえなかつた。景帝の中六年以後にあつても、引続き諸侯王に塩鉄収入

は入っており、のち武帝の塩鉄専売開始のころまでにそれが中央政府に収められたと思われる。収益税収入の方は、漢書卷八齊厲王次昌伝に、武帝の時代のこととして、

(主文) 偃方幸用事。因言齊臨菑十萬戶。市租千金。人衆殷富、鉅於長安。非天子親弟愛子、不得王此。今齊王於親屬益疏。とあるのを見ると、武帝の時代になつても商益に課する収益税の収入は残つていたことになる。もつとも、それはのち均輸平準などによつて実質を失つていったと考えられる。ただし、収益税収入のうち田の租税はのちまでも引続き残つている。なお、漢書卷三田叔伝に、

(前略) 於是上賢之、以爲魯相。相初至、官民以王取其財物、自言者百餘人。叔取其渠率二十人、笞怒之、曰、王非汝主邪。何敢自言主。魯王聞之大慙。(下略)

とあるが、景帝が田叔を魯相としたのは景帝の中二年のことである。このことは、呉楚七国の乱平定後もしばらくは諸侯王に民を治めさせることが残つていたので察せしめる。

さて、前漢時代の財政の性格、規模を論ずる際、通常、いままでとりあげた桓譚新論のほかにつきの史料がとりあげられている。漢書卷三王嘉伝に、王嘉の封事をのせているが、そこに、

孝元皇帝、奉承大業、温恭少欲。都内錢四十萬万、水衡錢二十五萬万、少府錢十八萬万。：示平惠偏、重失人心、賞賜節約。是時外威實千萬者少耳。故少府水衡見錢多也。雖遭初元永光凶年飢饉、加有西羌之變、外奉師旅、内振貧民、終無傾危之憂。以府藏內充美也。

とある。その注に、「師古曰、言不費用、故蓄積也。」とあるが、右は元帝が節儉につとめた結果を述べているのであつて、歳入、歳出に關したものではない。それだけに、新論の記述だけが前漢時代の財政規模を示す殆ど唯一のものといえよう。

ところで、文選卷三文永明九年策秀才文五首王元長の注に、
桓子新論曰、漢宣以來百姓賦錢一歲餘一十萬、藏於都内。

とある。ここでは「定」が「宣」となつてゐる。この引用文には脱落が大きい、その宣も亦とるべきでないのはいままで見
てきたところに自ら明らかであろう。

さて、漢書卷三張安世伝に、

前漢の財政について

前漢の財政について

安世以父子封侯在位大盛、乃辞祿。詔都内、別藏張氏無名錢、以百萬數。とあり、その注に、

文類曰、都内主藏官也。張晏曰、安世以還官、官不簿也。

とある。ここに無名錢が見えるが、いまこれについて考えてみよう。南史^{十五}(梁)南康簡王績伝に、

績寡玩好、少嗜欲。居無僕妾。躬事儉約。所有租秩悉寄天府。及薨後、少府有南康國無名錢數千萬。

とある。南史に見える、封国の租秩を寄せた天府はこの際少府と同じ意味で天子の私府となる。而記事をあわせると、無名錢は官吏がその(広義の)俸祿を受けとらないため生じた錢ということになる。ところで、張安世の場合すでに大司農が国家財政を掌っているのであるが、さきに見たところをあわせ考えると、右は当時大司農に属する都内が官吏の俸祿の残りを受藏したものと現われているといえるかも知れない。なお、南康王績の場合、官吏の俸祿は尚書省が管轄している。それだけに少府に無名錢があつたのは、王がそれを私的に天子に奉獻した、という形において理解すべきであろう。しかしこれはいままでの考察を否定すべきものではない。

ここで国家財政と帝室財政とが分れてのちの税について若干のことを述べておく。商工収益税は算緡錢として国家財政に入ることになった。また、史記平準書に、塩鉄税収入が帝室財政から改めて 国家財政に入った時期のこととして、

大農上塩鐵丞孔僅咸陽言、山海、天地之藏也。皆宜属少府。陛下不私、以属大農、佐賦。(下略)

とある。ここに「山海、天地之藏也。」とあるのは、山海つまり山沢からの収入を代表するのが塩鉄税収入であつたのをふまえてのことである。そうしたことは武帝のとき山海の収入の大宗をなす塩鉄収入が国家財政収入となつたのに応じて、他の山海に属する税のなかに国家財政収入に入つたもののあるのを予測させる。(塩鉄營業はやがて国家の直営となる。)ところで、漢書食貨志上には、

時大司農中丞耿壽昌、以善爲算、能商功利、得幸於上。五鳳中……白增海租三倍。天子皆從其計。

とある。五鳳は宣帝(在位西紀前^{四十九}年)の年号である。これは海租が国家財政に属していたのを察せしめる。ただし、漢書^{卷十}平帝紀元始元年(西紀一年)六月の条に、

置少府海丞果丞各一人。

とあり、この注に、「師古曰、海丞主海稅、果丞主諸果實。」とある。これは海租が依然帝室財政に属していたのを察せしめる。(果丞は園稅を主るものであらう。)さて、漢書^九武帝紀初元元年(西紀四八年)四月の条に、

又(詔)曰、…江海陂湖園池属少府者、以假貧民、勿租賦。

とある。この詔は裏から続むと、海租に少府に属するものと大司農に属するものとの両者があつたことになる。かくて海稅については、もともとそれはすべての少府に入っていたが、武帝のとき以後そのある部分が大司農にも入るようになった、として理解すべきことになるが、こうした變化は蓋し江海陂湖園池の稅全体についていえることであらう。

なお、後漢書百官志三少府の劉昭注補に、

漢官曰：(少府)古皆作小府。

とあつて、少府がもと小府に作られていたのを示している。ところで、漢書^九張湯伝に大府が見える。その注に、

師古曰、大府、丞相府也。

とある。また、漢書^十杜周伝に大府が見える。その注に、

文穎曰、大府、公府也。師古曰、大府、丞相御史之府也。

とあるが、大府は蓋し少府^二小府と對するものであらう。少府に對する大府としては丞相府あるいは丞相府と御史大夫府とが想定される。

第二節 大内

史記景帝紀中六年の条に、一連の官制改革の一つとして、

以大内爲二千石。

とある。ここに大内が見える。その集解に、

韋昭曰、大内、京師府藏。

とあるが、大内は京師にある藏であつた。本節はそうした大内をとりあげる。

漢書^{十四}上^{十四}嚴助伝に、武帝が建元六年(西紀前一三五年)閩越を誅しようとしたときのこととして、

前漢の財政について

前漢の財政について

淮南王安上書諫曰、……越人名爲藩臣、貢酎之奉、不輸大内。一卒之用、不給上事。(下略)

とある。ここに藩臣である閩越の貢酎が大内に入るべくして入らないとあるが、後漢書^九禮儀志上上陵の劉昭注補に、

丁孚漢儀曰、酎金律文帝所加。以正月旦作酒。八月成。名酎酒。因合諸侯助祭貢金。漢律金布令曰、皇帝齋宿、親帥群臣、承祠宗廟。群臣宜分奉請。諸侯列侯、各以民口數、率千口奉金四兩、奇不滿千口、至五百口、亦四兩。皆會酎。少府受。(下略)

とあるのを見ると、少府が酎金を受けたことがわかる。少府はこうした酎金の黄金の検査を行っている。すなわち、漢書^六武帝紀元鼎五年(西紀前一一二年)九月の条に、

列侯坐獻黃金酎祭宗廟不如法、奪爵者百六人。

とあり、その注に、

如淳曰、漢儀注、諸侯王歲以戸口、酎黃金於漢廟。皇帝臨、受獻金。金少不如斤兩、色惡、王削縣、侯免國。

とある。この元鼎五年の奪爵については、史記平準書に

齊相卜式上書曰、……南越反。臣願父子與齊習船者、往死之。天子下詔曰、……今天下不幸有急。而式奮願父子死之。雖未戰、可謂義形於内。……布告天下、天下莫應。列侯以百數。皆莫求從軍擊光・越。至酎、少府省金、而列侯坐酎金失侯者百餘人。と見える。ここに「少府省金」とあるが、この集解に、

如淳曰、省視諸侯金有輕有重也。或^(稱字)曰、至嘗酎飲宗廟時、少府視其金多少也。

とある。何れにしても、これは少府が酎金の黄金の検査を行ったことを示しているとすべきである。これは少府が酎金を受けたことの一環として理解すべきである。

このように見てくると、武帝期の酎金は加藤繁氏の説かれるように帝室財政に入ったとすべきである。⁽¹⁰⁾ 11年(西紀前一九六年)二月の条に、

詔曰、欲省賦甚。今獻未有程。吏或多賦以爲獻。而諸侯王尤多。民疾之。令諸侯王通侯、常以十月朝獻、及郡各以其口數、率人歲六十三錢、以給獻費。

とある。ただし、この六十三錢を獻するものが男女すべてなのか、それとも男子だけなのか、また一定年齢のものなのか、そ

れとも全年齢のものなのか、といったことは明らかでない。しかし何れにしても、高帝期、諸侯王列侯から年々朝貢されるものも、ひいては各郡から年々に朝貢されるものも亦、天子の私用に入つたとして大過なからう。なお、加藤氏はこれを帝室財政収入と認めておられる。かくて、大内は、国家財政と帝室財政とが分かれてのち、少府に属する藏であつたということになる。これは家産国家時代大内が少府の藏であつたのを察せしめる。

また、漢書十八外戚恩澤侯表の注に、

汝淳曰、天子錢藏中都内。又曰大内。

とある。漢書食貨志上の中都官の注に、「師古曰、中都官、京師諸官府也。」とある。(この中都官は特定の官のことではない。)右の中都内は蓋し京師にある大内、つまり中都大内の意味であろう。この大内は天子の私用錢を藏するものとならう。

ところで、漢書嚴助伝の注に、

應劭曰、越國假遠、珍奇之貢、宗廟之祭、皆不與也。大内、都内也。國家宝藏也。師古曰、百官公卿表云、治粟屬官、有都内令丞也。

とある。ここに應劭の、閩越のような僻遠の国では珍奇なものゝの貢獻と宗廟の祭りの耐金の貢獻とがないという説(あるいは制度として貢獻すべきであるが、現実に行われていないという説)と、大内とは都内のことであつて、國家の宝藏であるという説とが示されている。この應劭の説に従うと都内Ⅱ大内は自ら國家の財政に関するものとなる。なお、都内の場合、漢書王嘉伝に見える、王嘉が哀帝に上つた封事のなかに、前引のように、

孝元皇帝、奉承大業。温恭少欲。都内錢四十万。水衡錢二十五万。少府錢十八万。

とある。この都内錢は大司農の錢を指している。つまり、大司農に属する都内令が大司農に帰する錢を管理するので、右は大司農の錢を都内錢といつてゐるのである。この大司農は府中に関するもの、つまり國家財政を掌るものであり、水衡と少府とは宮中に関するもの、つまり、帝室財政を掌るものである。また、漢書外戚恩澤侯表に、陽城侯田延年について、

(本始元年)(西紀前七三年)、八月辛未封。二年坐爲大司農盜都内錢三十万、自殺。

とある。大司農田延年が盗んだ都内の錢は必ずや大司農の管掌するものであろう。

このように見てくると、應劭は國家の財政に関するもの(藏)として大内と都内とを同一とし、一方汝淳は大内を天子の私

前漢の財政について

用藏としていふことになる。ところで、国家財政と帝室財政とが分れてのち、大内が帝室財政を掌る少府の藏であつたことは、さきの蔽助伝をめぐる検討で明らかである。大内が天子の私用藏であるという性格は、これを家産国家時代に遡らせて間違ひなからう。さて、応劭は後漢の人で漢官儀を撰しているが、それは完全な形では伝わっていない。しかし現存のものにも後漢に入つてからの記述がある。例えば、大司農について、

初秦置治粟内史。掌穀貨。漢因之。景帝改名大農令。武帝改名大司農。王莽改曰羲和。又改爲納言。東漢復曰大司農。

とあつて、官称だけであるけれども秦時代から後漢時代までのことが記されている。そのことは、応劭の説明が後漢時代に及ぶべきを察せしめる。ところで、すでに見たように、国家財政と帝室財政とが分れてから、都内は大農↓大司農の錢藏となつてゐる。さて、後漢書卷一百一百官志二に、

(漢) 承秦、凡山澤陂池之税。名曰禁錢。属少府。世祖改属司農。

とある。このことは、後漢になると天子の私用に供すべき収入も亦大司農に入つたことを物語つてゐる。すでに述べたように大内はもとも少府系統の藏であるが、後漢になつてから国家財政に帝室財政が吸収された形で財政一本化が生じたため、旧来大内の藏に入つていたものもその国家財政収入に入ることになった。そこでは同じ(新)国家財政の藏として、大内と都内とが同じ性格となつた。応劭はそのことを指して、「大内は都内と同じである。それらは国家の宝藏である。」といつたのであろう。

ここで史記卷六景帝紀中六年(西紀前一六六年)の条を見ると、

更命廷尉爲大理、將作少府爲將作大匠、主爵中尉爲都尉、長信詹事爲長信少府、治粟内史爲大農、以大内爲二千石、置左右内官、属大内。

とある。通典漢官秩差次によると、少府は中二千石である。少府の属官が二千石であるといふのは、丞相司直が比二千石といつた例があるにしても、少府丞さえも千石であるから、正しい記述とは考えがたい。景帝紀の「置左右内官、属大内。」とあるところの考証に、

梁玉繩曰、百官表無考。又曰、漢紀、改諸官名在中元六年十二月。此書于四月以降。而所改官名又不盡載。何歟。且所載多譌。

とあるが、二千石という点には何か錯誤があるようである。さて、右の景帝紀の記事は、左右内官を置いてそれを大内に属させたとしている。

内官については、漢書^{十一}律曆志第一上に、度について、

度者、分寸尺丈引也。所以度長短也。…職在内官。廷尉掌之。

とある。この注に、

師古曰、内官署名也。百官表云、内官、長丞。初属少府。中属主爵。後属宗正。

とあり、

師古曰、法度所起。故属廷尉也。

とあるが、かつて度に関する事務処理に内官がかかわっていたことがわかる。(顔師古はそれを署名することである、としているのである)内官については、他に、漢書^{十五}東方朔伝に、武帝のときのこととして、

隆慮(公)主卒。(公主子)昭平君日驕。醉殺主傅。獄繫内官。以公主子、廷尉上請請論。(下略)

とある。また、漢書^{十五}陸弘伝に、昭帝のときのこととして、

(前略)孟(睦弘の字)友人内官長賜(賜は内官の投の名)上書此書。

とある。また、漢書^四文帝紀に、

孝文皇帝、高祖中子也。母曰薄姫。

とあり、その注のなかに、

臣瓚曰、漢秩祿令及茂陵書、姫並内官也。秩比二千石。位次婕妤下、在八子上。

とある。もともと姫は婦人の美称、のち衆妾を指すものであったが、のち女官の称号となったとすべきである。

さて、漢書百官公卿表上に、

初内官属少府、中属主爵、後属宗正。

とある。ここに内官が初め少府に属し、中ごろ主爵に属したとあるが、主爵(中尉、のち都尉)という名称は武帝の太初元年(西紀前一〇四年)までしか存在しない。大内は引き続き少府に属していたとしてよからうが、そうすると、大内に内官が属した(ひ

前漢の財政について

いては少府に内官が属した)のは景帝の中六年から武帝の太初元年までの間のある時点までということになる。

第三節 前漢時代の賞賜

漢書賈捐之伝に、すでに一部を利用したが、元帝のとき、賈捐之が天子の詰問に対えたものをのせている。そのなかに、至孝武帝元狩六年、太倉之粟、紅腐而不可食。都内之錢、貫朽而不可校。廼探平城之事、録冒頓以來數爲邊害、籍兵厲馬、因富民、以攘服之。

とある。これは国家財政と帝室財政とが分れてのち、大司農の管掌下にある、穀物の藏である太倉と錢藏である都内とから軍事を支出すべきであつたのを察せしめる。

さて、すでに第一節で見たように、新論の天子の私的財政部分の支出のなかに、「諸賞賜」とある。ところで、加藤繁氏は(一)通常の賞賜は帝室財政の負担に属し、少府もしくは水衡から支出された。(二)巡幸の際における民人への賞賜の費用は国家財政を掌る大司農から支出された。また、(三)即位・崩御・立皇后・立太子などの際に民に給わる牛酒の類の費用も大司農から支出されたのではあるまいか。また(四)匈奴征伐のような大戦争の際における行賞の費用は大司農から支出されるのが原則で、少府が支弁するのはむしろ例外であつたと考へる、としておられる。

第一の点は加藤氏の説かれる通りであつたらう。第三の点は史料的に何ともいえないようである。問題は第二の点と第四の点とである。第二の点が史料的にいえるのは、武帝の元封元年(西紀前一一〇年)のときである。すなわち、武帝は、元封元年、朔方から泰山の方へ巡幸したが、そのときことを史記平準書に、

於是、天子北到朔方、東到太山、巡海上。竝北邊以歸。所過賞賜用帛百餘万匹。錢金以巨万計。皆取足大農。と記している。これは史記封禪書、同年の条に、

遂登封泰山、至於梁父。而后禪肅然。自新嘉與士大夫更始。賜民百戸牛一酒十石。加年八十孤寡布帛二匹。復博・奉高・蛇丘・歷城、無出今年租稅。

とあるのと大体同一の事実であつて、平準書にいう帛百餘万匹・錢金巨万は高年者孤寡等に賜る布帛牛酒等の費用であろう。平準書はこの費用が大司農から支出されたとしてゐる。

つぎに第四の点であるが、文帝のとき征伐の賞賜が天子の私財政から支出されていた点についてはすでに紙屋正和氏の指摘があるが、いま筆者なりに若干それにふれておく。賈誼新書巻四匈奴で、文帝のときの匈奴との戦争における賞賜について、賈誼は対匈奴策として三表と五餌とを設けることを提案している。そこで賈誼は、自問自答の形で、

或曰、建三表、明五餌、盛資翁主、禽敵國、而后止、費至多也。惡得財用而足之。對曰、請無敢費御府銖金尺帛。然而臣有餘資。問曰、何以。對曰、(下略)

と述べている。御府は少府の属官で国家財政と帝室財政とが分れてからでいうと帝室財政の一管掌官である。賈誼は財物を以て匈奴の目、口、耳、腹、心をひきつけて降服させようとしているのであり、それが五餌であるが、いまだ家産国家時代であるだけに、それは自ら天子の財府中の私府から支出されることになる。なお、そこに

陛下幸聽臣之計。匈奴之來者、家長以上、固必衣繡、家少者必衣文錦。將爲銀車五乘、大雕畫之駕、四馬載綠蓋、從數騎、御驂乘。且雖軍于之出入也、不輕都此矣。令匈奴降者時時得此而賜之耳。一國聞之者、見之者、希心而相告、人人冀幸、以爲吾至亦可以得此。將以壞其目。

とあるが、それには匈奴の降服者に対する賞賜も入るべきである。

さて、加藤氏が第四の点の論拠とされたのは、平準書に、武帝の元朔五年(西紀前一二四年)から元朔六年(西紀前一二三年)にかけての対匈奴戦出兵について、

明年(元朔六年)、大將軍將六將軍、仍再出擊胡、得首虜万九千級。捕斬首虜之士、受賜黄金二十餘万斤。虜數万人、皆得厚賞。衣食仰給縣官。而漢軍之士馬死者十餘万。兵甲之財、輒漕之費不與焉。於是大農陳藏錢經耗。賦稅既竭、猶不足奉戰士。

とある記事である。加藤氏の理解では、元朔六年の賞賜の黄金二十餘万斤も兵甲輒漕の費用も悉く大司農から支出されたということになる。また加藤氏は、平準書に、元狩二年(西紀前一二一年)の条に、

其明年(元狩二年を指す)驃騎乃再出擊胡。獲首四万。其秋、渾邪王率數万之衆來降。於是漢發車二万乘、迎之。既至、受賞賜。及有功之士。是歲費、凡百餘巨万。

とあり、さらに、

天子爲伐胡、盛養馬。馬之來食長安者數万匹。卒索掌者、關中不足。乃調旁近郡。而胡降者皆衣食縣官。縣官不給。天子

前漢の財政について

前漢の財政について

乃損膳、解乘輿駟、出御府禁藏、以贍之。

とある記事、及び平準書に、元狩四年（西紀前一一九年）のこととして、

大將軍驃騎大出擊胡。得首虜八九萬級。賞賜五十萬金。漢軍馬死者十餘萬匹。輶漕車甲之費不與焉。是時財匱。戰士頗不得祿矣。

とある記事、並に後引の史記三王世家にのせられた、元狩六年（西紀前一一七年）四月における丞相青翟らの上奏の記事によつて、元狩二年大司農の財政が極度に窮乏し、御府の禁藏を出して縣官を救つた後にあつては、軍士の行賞の如きは主として内帑をもつて支弁されたのであろう。しかしながら、匈奴征伐のような大戦争の際における行賞の費用は大司農から支出されるのが原則で、少府から支弁するのはむしろ例外であつたろうと考える、といった旨を述べておられる。

平準書の「天子爲伐胡」の項の記事は、加藤氏のいわれるように内帑を出して大司農を助けたということを示しているにしても、具体的には「降胡の生活費を縣官が出すべきであるのにそれを出していない」といったことに對し御府の禁藏から出したといふのであつて、賞賜に關することではない。（こゝうした際の縣官は國家、具体的には大司農となる）

こゝで、史記^{卷六}三王世家を見ると、

四月、戊寅、（丞相莊青翟等）奏未央宮。：陛下躬親仁義、體行聖德、表裏文武、顯慈孝之行、廣賢能之路。内褒有德、外討疆暴、極臨北海、西湊月氏、匈奴西域、舉國奉師。輿械之費、不賦於民。虛御府之藏、以賞元戎。開禁倉以賑貧窮、減戍卒之半。百蠻之君、靡不鄉風承流稱意。

とある。この上奏は元狩六年四月に行われたものである。元戎は広く軍士を指したものであろう。禁倉を開いて貧窮を賑したといふのは、平準書に、

胡降者皆衣食。官。官不給。天子乃損膳、解乘輿駟、出御府禁藏、以贍之。

とあるのを指しているのであろう。戍卒の半ばを減じたといふのは、漢書^{卷六}武帝紀元狩三年の条に、

減隴西北地上郡戍卒半。

とあるのを指している。さて、右の上奏は武帝が外征にあたり軍費を民に賦せず、帝室財政から軍士の賞賜を行った、としてゐるものである。右の上奏時までのとくに大規模な外征は元朔五、六年、元狩二年、元狩四年の三回ある。右はそうした外征

の際の賞賜を帝室財政から支出したのをいっているわけである。なお、加藤氏は右の御府の内帑を支出して軍士に賞賜したのが特別の取計いであって、尋常の事例でなかったことは、上奏文の表に明らかに現われている、としておられるが、そこにそうしたことは別に見えていない。

かくて、元朔五年―六年の記事は、少府が捕斬首虜の戦士に厚く賞賜を与え、虜にも厚く賞賜を与えた。ただし、虜の生活の費用、(戦士の日常の費用)は国家財政から出した。漢軍の馬や死者の数は各十余万にのぼった。(それほどの大戦争であったので莫大な)軍費、転漕の費用がいった。しかしそれは上の費用には入っていない。その軍費、転漕の費用は大農II大司農から支出されたが、そのため国家財政を掌る大司農の旧藏の銭はなくなり、国家財政に入る(年常の)賦税もつきたが、それでも戦士に奉ずるに足りなかった、といった内容をもつものとなる。

こうしたことは、国家財政と帝室財政とが分れてのち、賞賜が帝室財政(少府)から出たことを物語るものである。

なお、元狩四年の記事において、得首虜への賞賜五十万金が支出されたのと財に乏しいため戦士が祿をえなかったのが一応別のこととして記されているが、いままで見てきたところから、前者と後者との費用の出処が違っていた、前者は帝室財政から支出され、後者は国家財政から支出された。また、転漕車甲の費つまり戦費は国家財政から支出されたが、それが(軍馬の死んだものが十余万匹であったのに窺われるように)大規模なものであったので、そのため国家財政は底をついていた、と読むべきこととなる。

また、元狩二年の出兵の賞賜は渾邪王を中心としたものである。史記卷一百汲黯伝には、渾邪王が降ったときのこととして、(前略)黯曰、…渾邪率數萬之衆來降。虛府庫賞賜。發良民侍養。譬若奉驕子。(下略)

とあって、渾邪王に府庫を虚くして賞賜を与えたのが示されている。前引の史記三王世家の記事からその賞賜が帝室財政から出されたのが察せられる。なお、汲黯伝に、右の記事のまえに、

匈奴渾邪王率衆來降。漢發車二萬乘。縣官無錢、從民貫馬。民或匿馬。馬不具。上怒、欲斬長安令。

とある。これは渾邪王の來降に対し帝室財政面から賞賜を与えたのとは別のこととして、渾邪王が來降したとき、すでに国家財政面でそれを迎えるための銭がなくなっていたのを示している。

このように見てみると、少なくとも武帝の元狩二年まで、帝室財政収入が庞大であったことが知られる。また、外征の賞賜

が帝室財政から支出されていたのが察せられよう。こうしたことは、国家財政と帝室財政とが分離したにしても、依然家産国家的性格が残っていたのを察せしめるところがあろう。

第四節 好並隆司氏の高説をめぐって

好並隆司氏は漢時代、田租が国家財政に入るという従来の定説は漢時代大司農が田租を扱うという常識によつて裏づけられていたが、それは必ずしも確定的なものでなく、かえつて史記平準書、漢書食貨志の比較によると、田租は帝室財政に入っていたと考えることが、少なくとも前漢期においては正しいということがわかる、としておられる。⁽¹⁴⁾好並氏の提出された問題は重要であり、かつ本稿の考察と直接関係するので本節はその一端をとりあげる。

あるいは誤解しているところがあるのではないかとおされるが、好並氏の見解の要点はほぼつぎのようなものであろう。

史記平準書孝惠高后の条の、

(A)爲天下初定、復弛商賈之律、然市井之子孫亦不得仕官爲吏、(B)量吏祿、度官用、以賦於民(2)而山川園池市井租稅之人、自天子以至于封君湯沐邑、皆各爲私奉養焉、不領於天下之經費。

とあるものについて、この文を踏襲したと思われる漢書食貨志では(A)のパートが(A)「上於是約法省禁、輕田租、什伍而稅一」と改められている。加藤繁氏は(B)の「而」のところを前後に分けて、「民に賦した」のは人頭税と田租であり、これが一括して国家財政に当るとし、「而」以後の部分は天子・封君の私奉養の収入部分を明示したものと考え、漢代における両財政の明確な区分を指摘した。この説は疑う余地のないものとして今日に至っているが、加藤氏の(B)(1)のパートの解釈は(A)↓(B)(1)とつながる文脈のなかで、いいかえると食貨志の改訂を正しいとする大筋のなかで理解されたものであろう。

ところで、食貨志には、

有賦有稅、稅謂公田什一、及工商衡虞之入也。賦共車馬兵甲士徒之役、充実府庫賜與之用。稅給郊社宗廟百神之祀、天子奉養、百官祿食、庶事之費。民年二十受田、六十歸田。

とある。ここでは公田還授の時代を想定して文章がつづられているから限定的に史料を扱わねばならないが、田税と工商・衡虞の収入は一括して「税」の名目で括られており、その支出としては郊社、宗廟、百神の祀りのほか天子奉養と百官祿食と庶

事之費とが計上されている。それに對置されている賦は車馬、兵甲、士徒の役の費用として支出項目に入っており、別に府庫の錢物を賜与の用とすることも含められている。この賦の対象は上述史料に述べていないが、師古注によると、「賦、謂計口發財。」とあつて人頭税を指すものとしている。なお、ここに田租が見えるが、田租は（土地）私有化によつて変化を受けず、本来の共同体的性質を漢代まで変らずにもち続けているものである。

平準書の「量吏祿、度官用、以賦於民」という賦は、民から徴するの意である。「吏祿、官用」が食貨志の「百官祿食、庶事之費」にあたるものであることは間違いない。これは税の支出をいつているのであるから、(B)(1)(2)を「而」の間で切る加藤氏の読みかたは問題であつて、食貨志「上」から「天下之經費」までをすべて帝室財政の叙述とみなしてよいと思う。

平準書では(A)は商人のことで、(B)はその税のこと（同氏の表現による）を述べて趣旨が一貫しているが、食貨志が(A)としたために(A)、(B)(1)(2)をつないで(B)(2)を切り離すという加藤氏の説が成り立つたわけであるが、それは、田租が大司農（国用）に入るといふ極く普通の常識の見方から、疑いの余地なくその構想が生れてきたものであろう。しかし、上述のように見れば、「(A) + (B)(1) + (B)(2)」が一貫したものとして成立する蓋然性は極めて高いといふべきではないだろうか。

常に斬新な見解を出し学界に益されるところの多い好並氏であるが、右の高見についてはいくつかの理解しがたい点がある。以下その二つを述べてみよう。その一つは食貨志の(A)(B)(1)の記述をめぐる点についてである。好並氏は(A)をもと(A)とあつたのを改訂したものとしておられるが、私見では、(A)はもともと(B)とは内容的に連続しないものである。つまり(A)は商人についてのことであるが、(B)(1)は官祿、官用を民からとるとしているものである。この民が限定的に商人を指しているとは考えられない。また、(B)(2)は私奉養についての記述であるが、その市井の租税には右の商人の納める租税も入っているが、それがすべてではない。(B)(2)は山川の租税、園池の租税が何れも天子以下の私奉養のためのもので天下の經費に領しない（天子の場合についていえば天子の私用収入になる）、といったことを述べるのが主目的であつて、商人に関することを主な記述内容としているわけではない。

ところで、食貨志の(A)は、その上の「天下既定、民亡蓋藏。自天子不能具醇駟、而將相或乘牛車。」に続くもので、(A)の上は高祖を指している。つまり、(A)はその上の記事には内容的に連続するけれども、(B)(1)と内容的に一体化しているものではない。また、商人のことを主な記述内容としている(A)とも内容的に關係はない。要するに、(B)(1)と(B)(2)とは一体化した文章であるが、

前漢の財政について

それは(A)とも(A')とも内容上一貫したものである。それだけに、加藤氏がそうした点をどのように理解していたのかはわからないが、(A)が(B)とつながることを前提として加藤氏の説が成立しているという推定は無理であろう。少なくとも、一般論として(B)は(A)、(A')とは切り離して見るべきであろう。

理解しがたい点のその二は、漢書^{卷六十四}上嚴助伝の関連記事の読みかたである。同伝には、武帝が兵を發して閩越王郢を討とうとしたとき、淮南王安が上書して諫めたものをのせている。そのなかに、

陛下以四海爲境、九州爲家、八藪爲圃、江漢爲池。生民之屬、皆爲臣妾。人徒之衆、足以奉千官之供。租稅之收、足以給乘輿之御。

とある。資治通鑑はこれを建元六年(西紀前一三五年)の条にかけている。好並氏はこの記事をとりあげ、この租税を田租と考え、それが、帝室財政に入ったという観点から、「租稅之收、足以給乘輿之御。」を読んでおられるようである。武帝のときにすでに国家財政と帝室財政とは分離していた。ところで、租税の語は平準書の「山川園池市井租稅之入」の租税のように山沢や市井の税のことを意味することがある。それだけに、「租稅之收、足以給乘輿之御」は帝室財政収入を述べているものとして、「人徒之衆、足以奉千官之供」が(諸官の費用に供するための)国家財政収入を述べているのに対比している、つまり両者が国家の全財政収入を述べている、と考える方が穩当であろう。

以上述べたような私見によって、筆者は好並氏の田租が前漢期を通じ帝室財政に入ったとする高見には再検討の余地があるように思う。

第五節 秦時代の財政をめぐって

本節は、いままで見てきたところとの関連において、秦の家産国家の財政の一端にふれる。

この際まず第一に注目すべきは、家産国家時代の税体系である。氏族制時代が終り家産国家の時代に入ると、そこには新しい税体系が出現したと考えられる。結論を先にいうと、税収入は軍事目的税の人頭税と田租を含む諸収益税とに大別されることになる。漢書食貨志上に、いわゆる井田制の税法について述べ、

有賦有稅。稅謂公田什一及工商衡虞之入也。賦共車馬兵甲士徒之役、充實府庫賜予之用。稅給郊社宗廟百神之祀天子奉養

百官祿食庶事之費。

とある。この注に、

師古曰、賦、謂計口發財。稅、謂收其田入也。什一、謂十取其一也。工商衡虞、雖不墾殖、亦取其稅者。工有技巧之作。商有行販之利。衡虞取山澤之材產也。

とあり、

師古曰、徒、衆也。共讀曰供。

とある。要するに、顔師古は賦は人頭税で軍用に供するもの、税は収益に対しかける税で祭祀、天子の私用、官界の費用（俸祿を含む）に供するもの、としているのである。この理解は正しいが、いまこうしたことを周礼の税制と対応させて見てみよう。周礼冢宰に、

以九職任万民。一曰三農。生九穀。二曰園圃。毓草木。三曰虞衡。作山澤之材。四曰藪牧。養蕃鳥獸。五曰百工。飾化八材。とあり、

六曰商賈。通貨賄。七曰嬪婦。治絲枲。八曰臣妾。聚斂疏材。九曰閭民。無常職、轉移執事。

以九賦斂材賄。一曰邦中之賦。二曰四郊之賦。三曰邦甸之賦。四曰家削之賦。五曰邦縣之賦。六曰邦都之賦。七曰關市之賦。八曰山澤之賦。九曰弊餘之賦。

とある。前者は人頭税、後者は収益税である。⁽¹⁵⁾これは右の食貨志の税制と基本的に相応する。ただし、この九賦の賦の用法は食貨志の賦とは違つて収益税のことである。賦の用法は別稿でとりあげたが、⁽¹⁶⁾要するに、ある時期以後の賦は国家が直接人々にくばりつけそれを納めさせるものを意味する。この両者の賦の用法の違いはこうしたわくのなかで理解すべきものである。周礼の記述は家産国家時代の理想像を示したものであるが、その税制をふまえたさきの漢書食貨志の記述も亦、家産国家時代の理想像を示したものといえよう。

ここで漢書食貨志上を見ると、漢の武帝のときの董仲舒の上言をのせている。そこで董仲舒は、

古者稅民不過什一。其求易共。…至秦則不然。用商鞅之法、改帝王之制、除井田、民得賣買。富者田連仞佰、貧者亡立錫之地。又顯川澤之利、管山林之饒。荒淫越制、踰侈以相高。…田租口賦塩鐵之利、二十倍於古。

前漢の財政について

としてゐる。ここでは秦の（徭役を除く）民衆への重い負担を示すものとして田租口賦塩鉄の税があげられている。この口賦は一般的な意味での人頭税である。ところで、ここでは塩鉄の税は賦に入っていない。なお、塩鉄論非鞅第七に、

文學曰、…商鞅以重刑峭法、爲秦國基。故二世而奪。…賦斂既煩數。又外禁山澤之原、內設百倍之利、民無所開說容言。（下略）

とある。この百倍の利は塩鉄税収入のことである。この賦斂も塩鉄収入を含まない。また、塩鉄論禁耕第五に、

吳王專山澤之饒、薄賦其民。

とあるのは山沢（具体的に塩銅）収入と賦とを区別するものである。しかし、あとで述べるように、秦の塩鉄の収益税は賦斂に入る。つまり、右は賦の一用法で、それから塩鉄税がすべて賦に入らないとはいえないのである。こうした点については、家産国家時代、税として人頭税と収益税とがあつた。のち収益税から田租が分れ、人頭税、田租、収益税（塩鉄税などを代表とする）を並称することが生じた。右の上言はその三者を並称している。ただし、それらはすべて賦であつた、として理解すべきであろう。（のち、別稿で述べたように、田租は現実には収益を勘案するものではあつたが、定額のものとなる。）

なお、秦の税についてであるが、人頭税（右の上言でいう口賦）の場合、史記卷八張耳伝に、

至諸縣、說其豪桀曰、秦爲亂政虐刑、以殘賊天下、數十年矣。北有長城之役、南有五嶺之戍。外內騷動、百姓罷敝。頭會箕斂、以供軍費。財匱力盡、民不聊生。（下略）

とある。ここに頭會箕斂して軍費に供する、とあるが、これは旧來いわれているように人頭税を軍費に供することを意味する。ところで、こうした人頭税は少府に輸されている。淮南子卷三汜論訓に、

秦之時：頭會箕賦、輸于少府。

とあるのはそれを物語っている。なお、ここでは人頭税が賦なるべきが自ら物語られている。⁽¹⁸⁾

つぎに収益税についてであるが、これは人頭税、田租と一体化した形で現われることがある。史記卷八李斯伝に、二世皇帝のときのこととして、

又作阿房之宮、治直馳道、賦斂愈重、戍徭無已。於是楚戍卒陳勝吳廣等乃作亂、起於山東、傑俊相立。（下略）
とあり、牢獄に入った李斯が天を仰いで歎じたもののなかに、

(二世) 作爲阿房之宮、賦斂天下。吾非不諫也。而不吾聽也。…今行逆於昆弟、不顧其咎。侵殺忠臣、不思其殃。大爲宮室、厚賦天下、不愛其費。二者已行、天下不聽。今反者已有天下之半。(下略)

とある。これらは相まつて始皇帝のとき以来の阿房宮の造営の費用が民衆への賦斂によつたことを示している。さて、史記一 八淮南王安伝に、

(前略) (伍) 被曰、往者秦爲無道、殘賊天下、興萬乘之駕、作阿房之宮、收太半之賦、發閭左之戍。父不寧子、兄不便弟、政苛刑峻、天下熬然若焦。民皆引領而望、傾耳而聽、悲号仰天、叩心而怨上。(下略)

とある。この行幸の費用と阿房宮をつくつた費用とのため太半の賦を収めた、というのは国民の総合収益の $\frac{2}{3}$ を賦としてどつたという意味である。この記述は概括的なものであるが、この際の賦は税の総合名詞であり、それだけに田租や塩鉄税も当然入っていることになる。そこでは目的税としての人頭税は強いていえばそれに流用されたということになる。ところで、漢書食貨志上に、

至於始皇、遂并天下、内興功作、外攘夷狄、收泰半之賦、發閭左之戍。男子力耕、不足糧饌。女子紡績、不足衣服。竭天下之資財、以奉其政。猶未足以澹其欲也。

とある際は、内の功作とならんで外の軍費がとりあげられ、そのため $\frac{2}{3}$ の賦がとられたとしている。同じく $\frac{2}{3}$ の賦を収めたにしているにしても、軍費をまかなうことを含めたこの記述の方が(そこに行幸の費用が記されていないにしても)より正確であるとされよう。また、史記李斯伝に、李斯が獄中から上書して自らの七つの罪を述べたものをのせている。そのなかに、

緩刑罰、薄賦斂、以遂主得衆之心、萬民戴主、死而不忌。罪七也。

とある。これは李斯がその忠を述べ、以て二世を激しようとしたものの一つであるが、この賦斂も税そのもの(税全体)で当然田租、塩鉄税、人頭税を含んでいると考えられる。(このように見てくると、収益税はすべて賦であつたとされよう。)

むすび

本稿で述べたこと、述べようとしたことの要点はほぼつぎの通りである。

(一) 家産国家の主な収入は人頭税と(田租を含む)収益税とである。のちこの収益税から田租が分離し、人頭税、田租、収益

税（それを代表するのが、塩鉄業経営による収益税と商業経営による収益税）を並称することが生じた。（武帝のとき田租は収益を勘案する定額となった。）

(二) 秦漢を通じ（成人の）人頭税は軍事目的税である。

(三) 桓譚新論の示している漢の財政は家産国家時代の財政である。ここでは治粟内史の掌管する藏のうち太倉に田租が入り、都内に（成人の）人頭税（ともに賦）が入ったと考えられる。少府には（田租を除く）塩鉄商業園池などの収益税が入る。官吏の俸禄にあてられた田租の残り与人頭税は都内に藏められ、官界の運営費（軍事費を含む）となる。

(四) のち国家財政と帝室財政とが分れたとき、治粟内史は大農（↓大司農）として国家財政管掌官となる。そこには田租収入（それを収めるのは太倉）のほかに、人頭税（それを収めるのは都内）が入った。のち国家財政の方に（塩鉄専売が始まるまでの塩鉄業経営による収益）商業経営による収益その他の収益税が入って行く。¹⁹⁾

(五) 大内はもともと天子の私用藏であるが、後漢時代国家財政が帝室財政を吸収する形で一本化したとき、その（新）国家財政の藏となり、都内と一本化した。（家産国家時代と国家財政・帝室財政並存時代とは禁銭の用法にズレがある。）

(六) 家産国家財政が国家財政と帝室財政とに分れるようになった背景として、国家と同様家産国家財政をもっていた諸侯王である呉楚七国の反乱が平いでのち、景帝が新しい国家権力機構をつくろうとしたことがあげられる。

(七) 国家財政と帝室財政との別が生じてからも、（軍事費は国家財政から支出されたが）、戦争時の賞賜は帝室財政から支出されている。これはかつて家産国家財政が存在していたときの名残りとして解される。

なお、本稿はもと、武帝時代前期の国家の財政状態、新論の示す数字の具体性、の二節を含んでいたが、紙数の都合で省いた。本稿の続篇である「王莽時代の財政」とともに後日発表するつもりである。

註

(1) 加藤繁氏、「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」、『支那經濟史考証上巻』所収）参照。

漢時代の財政制度についての専論として、山田勝芳氏「漢代財政制度に関する一考察」(北海道教育大学紀要第一部B第23巻第1号)等がある。

- (2) 市籍についての私見は、拙稿、「漢時代の緡銭をめぐって」(東洋学報第六十三卷第三・四号)で述べた。緡銭が商工を主対象とする収益税であることについても同稿参照。
- (3) 賦の用法については、拙稿、「籍と賦」(史淵第百十三輯)参照。
- (4) 拙稿、「前漢時代の徭役について」(法制史研究25)参照。
- (5) 睡虎出土秦墓竹簡には太倉と大内とが見える。
- (6) 布目潮瀨氏、「半銭半穀論—宇都宮清吉・楊联陞両教授の論争をめぐって」(立命館文学第一四八号)参照。
- (7) 浜口重国氏、「漢代の將作大匠と其の役徒」、『秦漢隋唐史の研究上巻』所収)参照。
- (8) 前掲、加藤氏論文参照。
- (9) 紙屋正和氏、「前漢諸侯王国の財政と武帝の財政增收策」(福岡大学研究所報第37号)参照。
- (10)・(11)・(12)前掲、加藤氏論文参照。
- (13) 前掲、紙屋氏論文参照。
- (14) 好並隆司氏、「前漢帝国の二重構造と時代規定」、『秦漢帝国史研究』所収)参照。
- (15) 周礼についての私見は、拙稿、「周礼の財政制度・田制・役制をめぐって」(九州大学東洋史論集9)で述べた。
- (16) 前掲、「籍と賦」参照。
- (17) 拙稿、「一畝二百四十歩制をめぐって」(東方学第五十三輯)参照。
- (18) 平中岑次氏、「漢代の馬口銭と口銭」(『中国古代の田制と税法』所収)・拙稿「漢時代の算賦をめぐって」(『三上岑次男博士
頌壽記念東洋史・考古学論集』所収)参照。
- (19) 前掲、「漢時代の緡銭をめぐって」参照。